

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	桑折町子ども医療費の助成に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑折町は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県桑折町長

公表日

平成28年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	本事務は、子ども医療費の一部を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの健やかな成長に寄与することを目的とするものである。桑折町は、子ども医療費助成に関する事務に関し、桑折町子ども医療費の助成に関する条例(平成21年6月26日条例第20号)及び桑折町子ども医療費の助成に関する条例施行規則(平成21年6月30日規則第8号)に基づき事務を実施している。 特定個人情報ファイルは、次の事務で使用している。 ①受給資格登録申請の受理・審査・受給資格者証の発行 ②各種届出の受理・審査 ③受給資格者等の市町村民税の課税状況の確認
③システムの名称	①子ども医療費助成システム ②宛名システム ③中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・桑折町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表1第7項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第14項 ・桑折町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 鈴木 頼子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桑折町(総務課) 福島県伊達郡桑折町字東大隅18 TEL024-582-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桑折町(保健福祉課) 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22 TEL024-582-1133

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

